

## 川内の仮処分

# 専門知に委ねていいか

4/23  
朝日  
社説

福島第一原発の事故後、新たに設けられた原子力規制委員会  
の規制基準について、まったく  
異なる二つの判断が司法から示  
された。

きのう、九州電力川内原発  
1、2号機の再稼働をめぐつ  
て、運転差し止めの仮処分を求  
めた住民の申し立てを鹿児島地  
裁は退けた。14日には、福井地  
裁は関西電力高浜原発3、4号  
機の運転を差し止める仮処分を  
決めた。

判断を分けたのは、規制基準  
を含む規制委の審査に対する見  
方である。

福井地裁は、安全対策の柱と  
なる「基準地震動」を超える地  
震が05年以降、四つの原発で5  
回起きた事実を重く見たうえ  
で、規制基準について「これに  
適合しても原発の安全性は確保  
されない」と判断した。

一方、鹿児島地裁は、地域的

な特性を考慮して基準地震動を  
策定していることから「基準地  
震動超過地震の存在が規制基準  
の不合理性を直ちに基礎付ける  
ものではない」とし、規制基準  
は「最新の科学的知見に照らし  
ても、不合理な点は認められな  
い」と結論づけた。

鹿児島地裁の判断は、従来の  
最高裁判決を踏襲している。行  
政について、専門的な知識をも  
つ人たちが十分に審議した過程  
を重視し、見過ごせない落ち度  
がない限り、司法はあえて踏み  
込まない、という考え方だ。

だが、福島での事故は、専門  
家に安全を委ねる中で起きた。  
ひとたび過酷事故が起きれば深  
刻な放射線漏れが起きて、周辺  
住民の生活を直撃し、収束のめ  
どが立たない事態が続く。

原発の運転は、二度と過酷事  
故を起こさないことが原点であ  
る。過去、基準地震動を超える

地震が5回起きた事実は重い。  
「想定外」に備えるためにも、  
厳しい規制基準を構えるべきで  
ある。特に、原発の運転には、  
国民の理解が不可欠であること  
を考えれば、規制基準について  
も、国民の納得がある。これら  
の点を踏まえれば、福井地裁判  
断に説得力がある。

鹿児島地裁は「地震や火山活  
動等の自然現象も十分に解明さ  
れているものではない」「今  
後、原子炉施設について更に厳  
しい安全性を求めるといふ社会  
的合意が形成されたと認められ  
る場合、そうした安全性のレベ  
ルを基に判断すべきことにな  
る」とも述べている。

世論調査では依然として原発  
再稼働に厳しい視線が注がれて  
いる。政府も電力会社も鹿児島  
地裁の決定を受けて「これでお  
墨付きを得た」と受けとめるべ  
きではない。